

第98回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第1日）

令和2年9月2日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	大 永 和 重
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	松 阪 鉄 矢
	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博	商工観光課長	真 岡 伯 好
	建 設 課 長	重 崎 勇 人	上下水道課長	梶 本 周 作
	上 月 支 所 長	高 見 浩 樹	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫
	三日月支所長	服 部 吉 純	会 計 課 長	尾 崎 基 彦
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	安 東 文 裕
	代表監査委員	樫 本 忠 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）
日程第 5. 報告第 3 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6. 報告第 4 号 放棄した債権の報告について
日程第 7. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
日程第 8. 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
日程第 9. 議案第 90 号 財産の取得について（基幹系・内部情報系サーバー及び周辺機器一式）
日程第 10. 議案第 91 号 財産の取得について（基幹系・内部情報系端末及び周辺機器一式）
日程第 11. 議案第 92 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
日程第 12. 議案第 93 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
日程第 13. 議案第 94 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について
日程第 14. 議案第 95 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 15. 議案第 96 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 16. 議案第 97 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 17. 議案第 98 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 18. 議案第 99 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 19. 議案第 100 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 20. 議案第 101 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 21. 議案第 102 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 22. 議案第 103 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 23. 議案第 104 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 24. 議案第 105 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
日程第 25. 認定第 1 号 令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26. 認定第 2 号 令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27. 認定第 3 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 4 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 5 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 6 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 7 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 8 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第 33. 認定第 9 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 10 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 11 号 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 12 号 令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 13 号 令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 14 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39. 認定第 15 号 令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 40. 決算審査報告について
- 日程第 41. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 42. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 43. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（石堂 基君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 98 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集賜り、誠に御苦労さまです。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、近日になく朝曇りで、少し日差しが和らぎ風がある朝を迎えています。

台風 9 号の接近による影響かと、少し心配もしています。

さらには、今、南の海上で発生しています台風 10 号、この週末に本土上陸かという懸念もあります。

この佐用地域においては、9 月の声を聞くとともに、多くの農家の皆さんが水稻の刈り入れを始められています。

この 10 号が勢力を持ったまま、直撃がなかったとしても、その風雨の影響が非常に心配をされるところです。

さらには、それに伴い発生する災害等、少しでも少なく、また、発生しないように念じているところであります。

さて、今期定例会には、発議 1 件、報告 4 件、令和 2 年度一般会計補正予算などの議案 16 件、令和元年度各会計決算の認定 15 件の合計 36 件が付議されております。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これらの諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いをし、開会の御挨拶とさせていただきます。

続きまして、庵途町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

9 月定例会開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本当に異常な暑さが続きました 8 月も、ようやく終わって、9 月に入りました。

先ほど、冒頭、議長、御挨拶のように、今度は、台風を心配しなければならないような、そういう時期になってきました。台風 9 号の影響で、今日、午後ぐらいから、これは待望の雨が少し、今日、明日、明後日にかけて降るという予報も出ております。

ただ、9 号より、その後の 10 号が、これから急速に発達をして、最強クラスの台風にな

るのではないか。その台風が西日本を直撃をするというような、今、予報が出ているところであります。

もう稲刈りも早いところでは始まっておりまして、そうした収穫にも、大変大きな影響が出るのではないか。また、災害が発生するのではないかということで、心配をしておりますけれども、これは、10号に限らず、次々とした異常な温かさ、海水温が非常に高いという状況の中で、まだ、9月も10月にかけても台風が発生をするというふうに覚悟しなければならないかというふうに思います。

そういう中で、コロナウイルスに関しましては、少し全国的にも感染の確認が減ってきている状況ではありますけれども、ただ、これはもう完全に終息するわけではありませんし、今後、秋、これから10月、11月にかけて、気温が下がってきますと、例年のようなインフルエンザの流行が懸念をされております。

同じような症状で、発熱患者がかなり出た時に、町内の医療体制、これが一番心配をされるところでありますけれども、そのために、今年は少しでも早く、インフルエンザのワクチン、予防接種を行っていく必要があるのではないかということで、今、町内、郡の医師会とも、いろいろと話を、協議をさせていただき、県とも相談をさせていただいております。

どうしても、こうした目に見えない病気について、なかなか有効な対策を打つということは、非常に難しいんですけれども、少しでも医療現場が混乱しないように、そして、重症患者にならないように、そうした事前の対策を行っていきたいということを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、この9月定例会におきましては、例年どおり議案につきましては、前年度、令和元年度の決算について審議をお願いするところであります。そのほか2年度の補正予算、そして、町内の農産物の加工直売所3施設の統合に当たりまして、それぞれの、今現在の施設の指定管理者の指定等の議案を提案をさせていただいております。

特に、決算に当たりましては、8月の4日から7日にかけて監査委員の皆さんには、4日間の連続で決算審査を執行をいただきました。大変膨大な資料と、たくさんの会計でありますので、大変な1日、御苦労いただいたわけですが、決算審査の結果につきましては、やはり、かなり改善傾向で、努力は町としてもしているということは認めていただいておりますけれども、未収金、滞納のその徴収について、さらに努力をしなければならない。するようにという意見書と、あとおおむね、ほかについては適正に執行されているという意見書をいただいております。その意見書を付して、議会のほうに提案をさせていただいておりますので、また、明日から審査行っていただきます特別委員会で、審査よろしくお願い申し上げます。

今日も、その意見書いただいております債権につきまして、町としても債権管理条例に基づいて、適正な執行をしていかななければならないということで、今回、前年度におきましても、どうしてもやむを得ない債権につきましては、放棄をさせていただくということで、報告をさせていただきたいと思っております。

非常に、こうして暑い日が続きました。皆さんも大変お疲れのことと思いますけれども、9月議会、それぞれ、多くのまた、重要案件でありますので、十分適切な審議をいただいて、適切な結論に導いていただきますように、よろしくお願い申し上げます。冒頭に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。お願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第98回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長及び樫本代表監査委員であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（石堂 基君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。11 番、岡本安夫議員。12 番、西岡 正議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第 2．会期決定の件

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 9 月 2 日から 9 月 25 日までの 24 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 9 月 2 日から 9 月 25 日までの 24 日間と決定しました。

日程第 3．行政報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、2 点について行政報告をさせていただきます。

まず、1 つ目は、特別定額給付金給付事業についてのご報告を申し上げます。

特別定額給付金給付事業については、5 月 17 日から郵送申請の受付を開始し、8 月 17 日をもって受付期間が終了をいたしました。

同日までに支給対象世帯 6,886 世帯のうち 99.9%に当たる 6,878 世帯から申請がありました。

申請に対する支給については、8 月 27 日に完了し、支給対象者数 1 万 6,469 人のうち、99.9%に当たる 1 万 6,458 人分、金額にして 16 億 4,580 万円の支給を行いました。

以上、現時点での給付状況を申し上げましたが、特段の変更や修正がない限り、報告した内容で国へ実績報告を行う予定でございます。

以上で、特別定額給付金給付事業についての報告させていただきます。

次に、養護老人ホーム朝霧園の新施設での利用開始についてを、ご報告を申し上げます。

先月、8月に林崎地内に完成をいたしました、新佐用朝霧園につきましては、議員の皆様にもご出席いただき、23日に竣工式並びに内覧会を開催したところでございます。その際には、ご多用のところ、ご参加をいただき誠にありがとうございました。

その後、8月28日に入所者26名が無事に引越しを終えまして、新たな施設での生活が始まっております。

竣工式の当日、ご覧いただきましたように、立派な施設となり入所者が快適な生活ができる環境が整いましたので、隣接する社会福祉法人平成福社会の施設や近隣自治会との交流を図りながら、佐用朝霧園の新施設を有効活用し、自立生活が困難な高齢者の支援に努めてまいりたいと思っております。

以上で、養護老人ホーム朝霧園の新施設での利用開始についてのご報告とさせていただきます。

以上で、終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、行政報告は終わりました。

議長（石堂 基君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

〔岡本義君「町長の報告の中で、ちょっと、お尋ねしたいことあるんやけど」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 本会議中の行政報告の、これについては報告のみ。質問がある場合は、本会議終了後にどうしてもということであれば、お願いします。
会議を続行します。

日程第4．発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

議長（石堂 基君） 日程第4、発議第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、千種和英議員。

〔議会運営委員長 千種和英君 登壇〕

議会運営委員長（千種和英君） おはようございます。

ただ今、上程いただきました発議第3号についての提案説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を、佐用町議会会議規則第14条第3項の規定により提出しようとする

るものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2つ、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3つ、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補償（補填に訂正あり）措置を講じるとともに、減収補償債（補填債に訂正あり）の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5つ、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（石堂 基君） 引き続き、千種議員。

議会運営委員長（千種和英君） 3番のところ補填債を補償債と読み間違えましたけれども、補填債で訂正をお願いします。

議長（石堂 基君） ただ今、発言の訂正の申し出ありましたので、そのように取り計らいをお願いします。

発議第3号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより発議第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第5．報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第5、報告第3号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。

標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。令和元年度の数値は82億2,985万3,000円、うち、臨時財政対策債発行可能額が2億6,216万8,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率についてでございますが、一般会計等の実質収支は1億187万7,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、3.0%でございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、平成29年度から令和元年度、各単年度数値の単純平均でございます。

ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成29年度が5.1%、平成30年度が2.8%、令和元年度が1.2%となっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数値が改善をし、将来負担比率はマイナス75.1%となり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標すべてが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しております。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 6．報告第 4 号 放棄した債権の報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、報告第 4 号、放棄した債権の報告について、町長より報告があります。
庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 4 号、放棄した債権の報告につきまして、ご報告を申し上げます。

平成 31 年 4 月より施行した佐用町債権管理条例第 16 条の規定に基づき、令和元年度に 16 名、1,780 万 1,964 円の債権を放棄をいたしました。

1 つ目の債権は、住宅新築資金貸付金等でございます。放棄理由といたしましては、相続人が存在しないこと等によります条例第 15 条第 2 号に基づく債権が、5 件で 1,066 万 7,720 円、破産等第 3 号に基づくものが 2 件、462 万 5,844 円で、合計 7 件、1,529 万 3,564 円でございます。債務者は 4 名となっております。

2 つ目は、町営住宅使用料でございますが、放棄理由は、第 1 号の消滅時効でございます。当債権は、時効が 5 年であり、時効が満了した 2 名分 15 件、34 万 300 円につきまして、放棄するものでございます。

3 つ目は、水道休止料金でございます。時効は 2 年で、時効満了となっております 10 名分 811 件で 216 万 8,100 円の債権を放棄をしたものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 条例に基づく放棄ということなんですけれど、先ほどの、その報告内容は、対象件数、金額、それから、放棄の理由ということで、非常に簡略な説明だったんですが、そこで、報告内容としては、それで議会報告としては満たされているんでしょうけれど、より債権放棄ですから、今回初めての報告でもありますので、それぞれ、よりもう少し具体的な報告というのは、これ以上は、口頭の先ほどの説明以上はないんでしょうか。ちょっと、分かりづらいです。

例えば、住宅貸付では 5 件で、条例上は規則でいう、どの部分、第何条のどの部分いう

のか、規則で言ったらどれになるのかとか、もう少し、説明を加えていただきたいのと。

それから、町営住宅の場合は 15 件、2 名分ということなので、これも 5 年の時効ですけど、どういう状況なのか、より具体的な説明資料とか、そういうものもあっていいとは、私、思ったんですけど、そこらへんは、どうなんでしょうか。伺いたいと思います。

水道料金もそうですけれど、これだけの説明分では、その放棄するという内容が、町民に聞かれた時に答えようがないので、お願いします。

議長（石堂 基君） 平岡議員、資料として、既に配付されている内容の資料、確認した上での質問なり要望ですか。

不納欠損については、別添で資料が添付してありますが。

暫時休憩します。

午前 0 9 時 5 9 分 休憩

午前 0 9 時 5 9 分 再開

議長（石堂 基君） 再開します。平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 決算の審議の時も質問しようと思っていたので、それは、ちょっと、一応、目は通していたんですけど、15 条の 7 項なり、それぞれの滞納の処分のありようが説明はされているんですけど、これは、個人名いうたらあれですけど、そこらへんは、プライバシーで公開できないんでしょうけれど、伏せておられるんでしょうけれど、どういう経過なのかとか、どうしても、これは欠損として落とさなければならぬんだということが、もっと分かりやすく、この説明されている資料でも、ちょっと、分かりづらいいので、説明してください。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 詳細な説明については、できましたら、決算の特別委員会の中で、個々の事例については、お話をさせていただくのがいいかなと思っています。

ここでは、一応、債権の報告ということですので、この条例、上程している、この報告第 4 号の放棄理由のところを見ていただいたら分かると思いますけれども、債権、住宅新築資金につきまして、5 件、これは 3 名ですけども、金額は 1,000 何某ですけど、その理由として、そこに条例 15 条該当号ということで、2 号というふうに示させていただいています。

全体的話なんですけども、この債権、ここに簡水まで入れて 4 項目会計で計上していますが、これはみな全て私債権ということで、冒頭、町長のほうが提案説明しましたように、全てが時効を迎えている債権です。ただ、援用されていないという債権ですけども、時効は迎えているけども、援用はされていない。その債権処理として、条例に基づいて、15 条の放棄に基づいて、今回、報告させていただいているんですけども、1 点目については、その 2 号というのは、相続人が不存在という、そういう相続調査をした結果、相続人は不存在ということで、2 号を適用したと。

2 点目の 3 号につきましては、破産等ということで、債務者に、その債務を履行する能力がないという判断のものと、3 号破産を適用させていただいた。

町営住宅の使用料、15 件 2 名なんですけれども、これにつきましても時効は迎えている。消滅時効ということで、それを、ここで処理をさせていただいています。

具体的な 2 名の実情につきましては、できれば、先ほど、冒頭にありましたように、決算特別委員会の中で、各担当課のほうから説明をさせていただきたいなと思っています。

それから、水道料金の水道の休止料金、これについては、これも消滅時効 1 号というようにしていますけども、もともと、これは旧佐用町で休止した水道の料金を徴収していた時、それは、数年前にこの水道の休止料金については廃止したと。条例上も、これは廃止しています。そういうことを鑑みて、それ以前の債権についても消滅時効を迎えているという判断をさせていただいて、1 号を適用させていただいて、今回、債権を放棄させていただいたという内容です。

個々の具体的な内容につきましては、何回も繰り返しますけども、決算特別委員会の中で説明をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

決算特別委員会の中でもお話をするとしても、個々の名称とか、個人が特定されるような状況については、お話ができませんので、今、私が説明した範囲の中で、若干、具体例と言いますか、ご理解をいただくような内容を補足するという形で説明をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） この資料を、いろいろいただいておりますけれど、ここに書いておるから、これ見てくれというようなことじゃなくて、今、説明もあったんですけど、やはり議員が尋ねた場合は、2 回であろうと、3 回であろうと、やっぱり説明はお願いしたいと思います。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。
ただ今のは質疑ですか。質疑だったら回答してもらわなあかんから。

8 番（岡本義次君） ほな、質疑です。

議長（石堂 基君） 副町長。

副町長（坪内頼男君） 先ほど、平岡議員にお話ししたように、今回は、こういう形で提案させていただき、資料も提出させていただきます。

繰り返しになりますけども、個人名等が特定されるような、そういった内容については、ご報告はできませんけれども、できるだけ理解していただくような説明を決算特別委員会の中でさせていただきたいと思います。はい。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 7. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7、報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） ただ今、上程いただきました報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、別添報告書のとおり提出いたします。

評価に当たりましては、平成 27 年度から令和元年度の 5 カ年間を計画期間とする第 2 期佐用町教育振興基本計画に基づき、6 つの重点目標に関わる 25 の重点施策と、68 の具体的施策について実施をし、今年度が最終年度となっております。

評価方法は、全小・中学校及び行政担当課がそれぞれに該当する項目を 4 点から 1 点で採点し、その合計点を 100 点満点に換算したものを、さらに、A・B・C・D の 4 段階評価に置き換えたものです。

評価基準は、90 点以上を「目標を上回った」として A 評価に、70 点以上 89 点以下を「ほぼ目標どおりだった」として B 評価に、50 点以上 69 点以下を「目標をやや下回った」として C 評価に、49 点以下を「目標を大きく下回った」として D 評価としています。したがって、数値を 4 段階評価に当てはめるため、1 点の差で A・B・C・D の評価が左右されることもあり、評価結果はあくまでも傾向として見ていただければと思います。

評価結果の総括を 8 ページに記載しております。

25 の重点施策については、昨年度と同様に全ての項目が「B 評価」となり、68 の具体的施策についても、全てが「B 評価」の結果となりました。

また、各項目をとおして、担当課が自己分析した成果と課題及び 3 人の外部有識者評価員による意見をいただいておりますが、毎年行うこの評価は、単に評価点を憂慮するのではなく、事業の分析と課題の整理を再認識することができ、より充実した教育の振興につながっているものと評価をいたしております。

なお、この報告書は町ホームページ等にも掲載し、広く住民の皆様にも公表することといたしております。

ご承認賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、教育長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 13 ページ、真ん中へんに、C C とあるでしょう？教育事務所の教科等指導員の活用。

それから、15 ページにも下のほうの地域教材の掘り起こし C C ですね。

それから、16 ページの上から 2 つ目に A A ってあるんですね、これ問題行動とか不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止、A A だったら、確かにいいことなんで

しょうけれど、実際、佐用では小学校・中学校で生徒さんが不登校の子、何人かおってんでしょう？そこらへんとの、この結びつきいうのか、これとの関連どうなんでしょうということのお尋ねと。

それから、もう1つ21ページのC C、これらはC Cということは、何らかのてが打たれてなくて、同じようにC Cなんですかということをお尋ねたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君）

浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、まず1点目の13ページのC C、教育事務所教科等指導員の活用ということですが、その上にも研修所の研修などのところがC評価になっていますけれど、これにつきましては、大抵、学校で校内研修でテーマを決めた時に、研究発表も兼ねて、研究発表には、一応、講演会なんかを予定しておりますので、その講演の方については、割と大学の教授をお呼びするので、その方を中心に校内研修をしておりますので、西播磨の教科等指導員の活動については、十分ではないという程度です。だからC評価になっておるようなケースはあります。

例えば、西播磨の教科指導員は、佐用町にも以前にも教科指導員としておりましたし、そういったところで、大学教授なんかを中心に校内研修をしていますので、C評価になっているということで、全然活用していないわけではないですけど、雰囲気として、ちょっと活用が十分ではないということで、C評価になっております。

それから、15ページの地域教材の掘り起こしにつきましては、なかなか地域の教材を授業で使うというような形までには、時間が十分取れていないのが現状です。やっぱり、道徳の教科書ができましたので、その活用についての研修をしておるところで、以前、佐小町学校でも文科省の指定を受けた時に、地域教材の掘り起こしいうので、例えば、高見さんの刀鍛冶であるとか、佐用高校のボランティアで野球部がしたとか、そういうところで、割とあれも、地域教材をつくるのには、結構時間がかかっておりますので、平常の通常では、なかなか、そこまでは手が回っていないというのが実情でございます。

それから、16ページのA Aの不登校のことの評価についてですが、問題行動や、それから、いじめ等についての早期発見については、定期的にアンケートを取ったりして、絶えず何点か上がってきて、それを、直接、担任が解決に向かって話をしたりとか、そういうことでしておりますが、不登校の関係については、なかなか、家から出ることができない子もおりますが、中には、やっぱり適応指導教室に行ったりとか、ずっと適応指導教室に行っている子も、今もおりますし、途中から入った子もおりますので、何か変化があって、いい方向に向かえば、その学校としてはA評価になりますので、不登校傾向の子、全般的に言えば、いい方向にはつながっているのかなというふうな形です。必ずしも全員が家から出れるようになったというあれではないですけど、そういった形で、学校としての取り組みはA評価になっているということです。

それから、最後の21ページの地域スポーツクラブ事業につきましては、社会体育の団体を中心にやっておりますが、なかなか、それからの広がりがなかったりとか、子供の人数が減ってきてなくなった地域クラブもありますし、指導者の後継者不足ということも兼ねて、なかなか改善のところの兆しが見えてないというところで、少しずつ応募等はして、子供たちの参加は啓発はしておりますけれど、なかなかこれという改善いうか、改良ができていないというのでC評価になっている。

もし、つけ加え（聴取不能）。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、教育長、説明ありましたけれど、例えば、不登校の子がいるにもかかわらず、努力はされておるのは、こっちも承知はしています。

しかし、おってのに、こうやってのに、こうやって、どっちも A A ということ自体が、ちょっと、私らは、もう一つピンとこんところがあるということと。

それから、C C の地域の事業の活用にしても、今、教育長がお話された高見君の刀の、そういうふうなんを授業でしていただいたりすれば、やはり地域、今、高見君だけじゃなくって、ほかに、そういう、いろいろな野菜つくって苦勞された方の話を聞くとか、やっぱり子供たちの将来は、こういうふう努力したり、汗かかんとあかんでということ、やっぱり取り入れてすることによって、その C C ばかりじゃなくって、C が B になったりすんじゃないかということをおっしゃるんです。何かあったら。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） そういったことで、地域教材を生かしたいというのは、我々もあるんですが、とりあえず小学校、中学校については、教科書が変わったばかりですので、道徳の教科書、まず、これを効果的に授業を進めて、子供たちの力を育成するというのが、まず、第一ですので、なかなか、そこまで手が回っていないというのが現状ですので、必ずしも、それをしていないというわけではないので、体験学習で地域の方のお話を聞いたりとか、そういったことは、今後も続けていきますので、授業だけじゃなしに、いろんな形で、やっていきたいと思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 私たちは、この資料いただいて、A とか B とか C とかによって、その判断いうのか、その中身的な、今、教育長が説明された、細かいところまでは分かりませんので、それで、次々、こうやってお尋ねしたいということで理解していただきたいと思います。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 13 ページです。少し、先ほどの質問と重複、もしかするかも分かりませんが、この評価で見ると、令和元年度と令和 2 年ですか、相対として、評価が

横ばい、もしくは評価が下がっているというのが見て取れるんですけども、傾向として。

それは、教育委員会としては、原因のようなものについては、何か、これは把握はされておるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 結果的にAからBになった。評価下がっているというふうには見ると、そうなるんですが、内容的には、それほど変わっていないというのが現状なんです。

と言うのは、例えば、令和元年度がAであれば、例えば、その時に研究会等があって、盛んに事業研究とか何か回数としては同じなんやけど、しっかりやったという認識と、それから、皆さんに対しての研究発表をせずに校内研は毎年やっておりますので、そういったところで、評価の心象がちょっと違ってくる部分があると思います。

教育研修所の研修につきましては、最終の1月、2月、3月の研修がコロナの関係で、なかなかできなかったという部分でB評価になっている分はありますが、各学校の研究推進であるとか事業研究会の実施というのは、大きな研究発表があった令和元年度については、Aになっていたりとか、そういう外向けの研究会があった時には、雰囲気的にA評価になっているかなというふうになっておりますので、特に、これができなかったというような原因はないように思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 何か、ちょっと繰り返しにもなるんですけども、例えば、AからBになる。あるいはCがCのままだと、内容は、そんなに変わらないんですけどもということなんですけれども、やっぱり全体を見ると、傾向がそういう形になっていきますので、そして、AからBに変わるということについては、やっぱり何らかのことがあったから、そういう評価なんだろうなというところがあるんですけども、それで、研修のこととか、それから、この重点施策のところでは教職員の資質向上とありますので、そのために、いろんな取り組みがされたのが、こういう評価で出ているというふうに思うんですけども、3月の教育委員会の議事録を見ますと、やっぱり、その資質の向上だとか、指導力の向上という形を目指すんですけども、業務量というところで、先生方の負担が、随分と増えてきていると。結果として、外的な要因がありますけれども、そういう業務量が増えてきているということは、大きな要因ではありませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 業務量が増えているのは事実だと思います。

特に、教科書が改訂されるとなると、やっぱり新しい教科書は、やっぱり外国語活動が入ってきたりとか、やっぱりプログラミング教育が入ってくるとかになれば、やっぱり、それなりの研修をしますので、やっぱり、それを教員もしっかり研修をしたというのであ

ればAになりますが、去年と同じ研修を受けたというのであれば、去年とあまり変わらないのでB評価、目標通りという形になる部分があります。

教科書が変われば、教員の負担は、かなり教材研究等、研修等になりますので、負担は大きくなると思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） もう少し詳しく見ていきますと、業務量が増えたと。これ議事録を見ると、超過勤務のことが書かれていまして、週 45 時間を超えているということの指摘と、それから、80 時間を超えているのが少数。それから、90 時間を超えているというのも少数あるというふうなことが、ちょっと記録にありまして、教育委員の中からも、そのことについての指摘があったというふうに思うんですけども。

それで、じゃあ、対応はという話の中で、校長が指導することなんですけれども、同じ学校にいる校長先生が指導という形は、それは必要なんですけども、教育委員会からの指導というふうな形が、要するに先生方に負担がいつているということなら必要ではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

委員長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 教育委員会としては、業務改善推進委員会を、定期的に開催し、各校の代表と、それから、教職員の代表とを集めて、どういうふうに業務改善が進めていけるかというのを定期的に会議で持っておりますので、何も校長任せというあれではなしに、各校のそういった情報交換も含めて、いい取り組みをしてる学校については、そういうのがほかの学校にも参考になるようにというふうなことで、定期的にはやっております。

それで、年度の最初には、今年は、こういうふうな取り組みをするというふうな、学校の計画を、それぞれ出していただいて、それから年度末には、その成果はどうだったかというふうなことは情報交換としては、やっております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 4 ページ、5 ページの教育委員会の活動状況ということでお聞きしたいんですけども、「はじめに」の中でも、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響も受ける中とあります。この新型コロナウイルスについては、文科省のほうで全国一律の休業という方針が出されて、そういうふうに佐用町もしたわけですけども、この全国一律の休業については、教育委員会では、どういう議論をされて、今後もつながってくると思うんですけども、どういう議論がされたかというふうな報告はされるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 通知のほうが来ますので、それに感染の地域の状況であるとか、県内の状況を見て、やっぱり通知に従うのが、一番合理的であろうかなということでの判断で休業をしたわけですが、特に、ごっつい反対とか議論とかいう形では教育委員会の中ではありませんでした。

9 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 13 ページで、ここに関連するかどうか分からないんです。

教職員の資質向上の項かと思うんですけど、2020 年度、今年度から小学校で英語が教科化されるということになって、それに向けても元年度、準備の前年度ということですから、小学校の英語の教科化に向けての準備というか、教職員の研修なんかは、どういうふうにされたんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（石堂 基君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 佐用町では、1 年前倒しで英語の教科化についてはやっております。

と言うのは、やっぱり校時を、学校の時間割をいらわないと駄目なので、やっぱり、そのへんが、どう子供たちの負担になるかということで、そういうことも含めて、1 年間の前倒しをして、そこで見つけられた課題を、本格実施の時に、少しでも改善できたということ、前倒しでやっておりましたし。

それから、研修所の講座で、外国語活動については、以前からもずっとしておりましたし、それから、ALT を利用しての事業研究であったり、教育委員会にも英語の指導主事を置きまして、各学校の英語の授業について指導に行けるような体制は取っております。

それから、今年度につきましては、特に、この評価と関係ないんですが、今年度につきましては、英語の専科を入れております。2 校を兼ねるような形で 2 名、町内には小学校 4 校ありますので、2 校を兼ねてということで 2 名入れております。以上です。

9 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、報告第 6 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。
庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 6 号、専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本件は、町道中安 71 号線において横断溝のグレーチングが跳ね上がり、走行中の相手方所有車両を損傷したことにより、町に損害賠償責任が生じ、相手方との賠償額を決定をし、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和 2 年 7 月 24 日午前 9 時頃、町道中安 71 号線において走行中の相手方所有車両に横断溝のグレーチングが跳ね上がったことにより、エンジン下部のオイルパンを損傷しエンジンオイルが漏れて走行不能となる損害を与えたというものでございます。

町として、国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を 100%とし、相手方自動車修理費の 100%に相当する 6 万 1,237 円を支払う内容で、8 月 11 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 2 号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分を行ったものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 9. 議案第 90 号 財産の取得について（基幹系・内部情報系サーバー及び周辺機器一式）

日程第 10. 議案第 91 号 財産の取得について（基幹系・内部情報系端末及び周辺機器一式）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 9 に入ります。
日程第 9 及び日程第 10 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 90 号、財産の取得について（基幹系・内部情報系サーバー及び周辺機器一式）及び、日程第 10、議案第 91 号、財産の取得について（基幹系・内部情報系端末及び周辺機器一式）を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 90 号及び議案第 91 号の財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 90 号、基幹系・内部情報系サーバー及び周辺機器につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町においては、住民情報システムを導入しているサーバー機器等が令和 2 年 11 月末で導入から 5 年が経過をし、保守契約期間が 5 年で満了となります。5 年以上は、各部品メーカーでの製造が中止となることもあり、安定した部品調達ができなくなりますので、故障時の対応が迅速にできなくなります。サーバーの安定性を確保するため、新たなサーバー及び周辺機器等一式を購入するものでございます。

また、本システムは、既存の他の電算システムと接続をされており同一システム開発メーカー以外に機器の接続や設定、プログラムの修正を履行させると、既存の電算システムの運用に支障が生じる可能性が高いため、随意契約をいたしております。

契約金額 4,004 万円、うち、消費税及び地方消費税額は 364 万円で、契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1、株式会社日立システムズ関西支社支社長、山村陽一（やまむら よういち）に決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 91 号、基幹系・内部情報系端末及び周辺機器につきまして、提案の説明を申し上げます。

佐用町においては、住民情報システムに使用しておりますパソコンはマイクロソフト社のウインドウズ 7、これは、平成 21 年販売開始を使用しておりますが、そのシステムサポートが令和 2 年 1 月に終了をしているため、セキュリティ対策のため新たに発売をされたウインドウズ 10 を導入する必要がございます。そのため、ウインドウズ 10 が必要とする仕様で、安定した処理速度を確保するため、より性能の高いパソコン本体 82 台、周辺機器等一式を購入するものでございます。また、議案第 90 号と同様の理由により、随意契約といたしております。

購入契約金額 1,925 万円、うち、消費税及び地方消費税額は 175 万円で、契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1、株式会社日立システムズ関西支社支社長、山村陽一（やまむら よういち）に決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、本契約の締結をいたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

それぞれ、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 90 号及び議案第 91 号については、本日即決とします。
順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第 90 号、財産の取得について（基幹系・内部情報系サーバー及び周辺機器一式）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長の説明の中で、5 年契約で、その 5 年切れたことによって、そういう部品がなくなるとか、そういうやつが、どう言うんですか、契約的に要ることで、新しく更新されるわけなんですけれども、これ更新したとしても、また、同じように、5 年ぐらいたてば、また、駄目になるいうんか、また、再度、更新せんとあかんのんでしょうか。そこらへんについて、聞きたいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、最初にお断りしておきますが、5 年契約ではございません。物品の購入でございますので、更新のためにサーバーとパソコンを購入したという内容でございます。

ご指摘の、また、同じように更新の必要があるのではないかということなんですが、当然、同じように、5 年なり、それが 5 年ごとか、6 年ごとかはつきりしたことは申し上げられませんけれども、メーカーがそういう部品のサポート、供給をやめれば同じようなことが起こるわけでございます。

ちなみに、前回も 5 年前に同じように一式を更新しておるわけでございますので、大体そのスパンで更新というのが生じるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第 91 号、財産の取得について（基幹系・内部情報系端末及び周辺機器一式）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 今、説明の中で、マイクロソフト社、ウインドウズセキュリティ対策でパソコン、今回、82 台と言われておりますけれども、ほな、ほかのやつについては、どんなんでしょう。また、来年度、こういう格好で 80 台とか 100 台とか、更新していかんと

あかんのんか。そこらへんについては、どうでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

ご指摘のとおりマイクロソフト社のOSがウィンドウズ7からウィンドウズ10になったということで、全てのパソコン、ウィンドウズ7の物は更新する必要が生じたわけでございます。

これは、現在の基幹系システム、住民情報システムとかに使っている、端末として使っているパソコンでございまして、我々職員が使っている一般事務用のパソコンにつきましては、前年度と本年度、220、230台更新いたしまして、購入の議案も上程させていただいておりますので、それについては、もう完了しておるということで、これで、そういったOSに係るパソコンの更新というのは、これで終了という運びになる見込みでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金澤議員。

1番（金澤孝良君） 僕もあんまりパソコンのこと詳しくないんですけど、一般家庭でパソコン、僕らもウィンドウズ7使いよったんですけども、それを10にするのにバージョンアップという格好でできますわね。かなり安くできるわけなんやけども、そういうような方式は、この役場でいうシステムでは無理なんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お答えいたします。

まず、基本的に役場で使うようなパソコンは、そういう企業とか会社で使う事務用のパソコンで、金澤議員さんとか、私どもが持っているのは民生用の機器と言いまして、ちょっと中身が違うわけです。もともと売る時から違うわけなんです。

そうは言っても、確かに、インターネットを介してOSを変えることはできるんですが、実は、私どもが、これ使用しているパソコンのほとんどが、ウィンドウズ7に変える時に、その前のパソコンから既に、それに変えたということで、ちょっとスペック的にメモリとかウィンドウズ10にするには足りない物を使っていたわけなんです。ですから、今回、新たに購入する必要が生じたということでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 92 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について

日程第 12. 議案第 93 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について

日程第 13. 議案第 94 号 味わいの里三日月の指定管理者の指定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 11 に入ります。
日程第 11 から日程第 13 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 11、議案第 92 号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定についてから、日程第 13、議案第 94 号、味わいの里三日月の指定管理者の指定についてまでの 3 件を、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 92 号から議案第 94 号の指定管理者の指定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、上程をしております案件は、10 月 1 日に予定をしております町内農産物の直売施設 3 つの経営統合に当たり、合併後の事業継承者に指定管理者を変更するものでございます。

まず、議案第 92 号につきましては、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所は、有限会社ふれあいの里上月を、令和 3 年 3 月 31 日まで指定管理者として指定をいたしております。

現在、進めております町内 3 直売所の経営統合により、令和 2 年 10 月 1 日より佐用町が出資をした株式会社元気工房さようが事業を引き継ぐこととしているため、指定管理者を事業継承者へ変更しようとするものでございます。

議案第 93 号は、南光ひまわり館の指定管理者を同様に変更するものでございますが、南光ひまわり館加工グループは、3 直売所の経営統合に当たり、法人格を有しないため、会社として統合することができませんので、株式会社元気工房さように事業譲渡し、解散す

ることとなりますので、指定管理者を事業継承者へ変更しようとするものでございます。

議案第 94 号は、味わいの里三日月の指定管理者を同様に変更するもので、農事組合法人三日月特産加工組合は、3 直売所経営統合に向けて、株式会社三日月特産加工組合に組織変更をしておりますが、10 月 1 日以降、株式会社元気工房さように経営統合されますので、指定管理者を事業継承者へ変更しようとするものでございます。

以上 3 件につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 議案第 92 号から議案第 94 号までについては、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 92 号から議案第 94 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 92 号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について、質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これについては、坪内副町長が 3 つの統合のすえ、社長になられるということで、何ら異論することはありませんが、これが説明がありましてから、10 日、よっぽど 2 週間ぐらいたうとしておりますけれど、田舎では人が少ないし、そういう農産物にしても、なかなかたくさんあったりして、難しいかと思っておりますけれど、坪内副町長の、今度社長になられて、私になった以上は、こういうふうに、ちょっと改善なり、このようにしていってみたいという思いがあれば、ひとつお願いしたい思います。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） この 3 直売所を統合するというのは、今まで、町長のほうから、その経過については、逐次、議会のほうにも報告させていただいている現下の、今、特産物直売所の現状を見て、将来的にしっかりとした直売所をつくっていかなければいけないという前提で進めている中で、今回、私が、ここで町でさせてもらう代表取締役という立場に就くということの意味なんですけども、それは 1 つは、3 直売所を 1 つに統合していくという過程での方法として、まず、副町長という立場もありますけども、そこに置かせていただいて、その統合の管理体制というんですか、組織体制、そういうものを円滑に進めるというのが、1 つ大きな目的であります。

それと、もう 1 つ私が、その立場に就くということの意味なんですけども、やはり、本来的に副町長という職責を持っていますので、この経営に直接的に専属で職務を全うするという点については、非常に困難な面があると思います。

だから、ある一定期間のうちに、ちゃんとした、そういう新たな元気工房さようという直売所を運営していく、そういう体制はつくっていかなければいけないと。それまでの経過の期間、やはり直売所、3 直売所と、それから行政組織、これが連携して組織的な面や

販路。あるいは加工品自体のそういった新たな創出、そういうことも取り組んでいかないと、そういう基幹の立場として、この私が代表取締役という立場に置かしていただいて、速やかに、まず早く、いろんな、そういう条件を、特に、職員の勤務条件とか、それから、販路の問題とか、加工の問題。一番大きな背景となった加工所の施設そのものの、これからのあり方と言うんですか、運営の仕方、設置の仕方、そういうものを整理していく、そういうことが、これ 10 月以降課せられた責任ではないかなと思っています。

そういう面で、この副町長という立場もありますけども、3 施設につきましては、それぞれ、今まで取り組んでこられた代表者もおられますので、そこと、しっかりと連携して、従業員さんも協力をいただきながら、新たな元気工房さようとしての運営をしていくというのが、私の課せられた責任ではないかなと思っています。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。
ないようですので、これで議案第 92 号に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 93 号、南光ひまわり館の指定管理者の指定について、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 93 号に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 93 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 94 号、味わいの里三日月の指定管理者の指定について、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで議案第 94 号に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 94 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 94 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 94 号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 10 分とします。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

-
- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 14. | 議案第 95 号 | 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について |
| 日程第 15. | 議案第 96 号 | 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 16. | 議案第 97 号 | 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 17. | 議案第 98 号 | 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 18. | 議案第 99 号 | 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 19. | 議案第 100 号 | 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 20. | 議案第 101 号 | 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 21. | 議案第 102 号 | 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 22. | 議案第 103 号 | 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について |
| 日程第 23. | 議案第 104 号 | 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について |
| 日程第 24. | 議案第 105 号 | 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について |

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14 から日程第 24 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 14、議案第 95 号、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）についてから、日程第 24、議案第 105 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでの 11 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 95 号から議案第 105 号、一般会計並びに各特別会計の補正予算につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 95 号、佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）からご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,899 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 155 億 5,785 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

地方交付税につきましては、このたび、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 1 億 8,456 万 6,000 円を増額し、普通交付税の総額を 53 億 872 万 9,000 円といたしております。

分担金及び負担金につきましては、16 万 3,000 円を増額でございます。

国庫支出金につきましては、4,775 万 1,000 円を増額で、地方創生臨時交付金の追加計上などによるものでございます。

県支出金につきましては、1,347 万の増額。うち、県補助金は 1,347 万 5,000 円を増額で、学習指導員配置事業補助金の追加計上などによるものでございます。県委託金は 5,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、2 億 2,528 万 5,000 円の減額で、財政調整基金繰入金でございます。

繰越金につきましては、4,140 万 8,000 円を増額で、令和元年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、1,516 万 7,000 円を増額で、農業共済事業特別会計打ち切り決算に伴う残余金受入などでございます。

町債につきましては、9,175 万 1,000 円を増額でございます。各事業において、事業費の増減に伴い、財源補正を行っているものでございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

併せて、役務費に計上いたしておりますエネルギープロバイダー手数料につきましても、令和 2 年度の入札の結果、町内 46 か所の高圧電力施設に電力供給する事業者が変更となったため、仲介事業者に支払う手数料を追加計上いたしております。

なお、特別会計につきましても、人件費及びエネルギープロバイダー手数料は同様でご

ざいます。

まず、議会費 424 万 6,000 円の減額は、人件費でございます。

総務費につきましては、6,382 万 8,000 円の増額で、うち、総務管理費は 5,139 万円の増額となっております。人件費の減額のほか、歳入で補正いたしております地方創生臨時交付金などを財源として、新型コロナウイルスの感染を防ぐ新しい生活様式への対応を図る関連事業などを追加計上いたしております。徴税費は、人件費のみの補正で 115 万 3,000 円の増額となっております。戸籍住民登録費は 1,094 万 2,000 円の増額で、人件費補正と個人番号カードシステム整備委託料を追加計上いたしております。統計調査費は 34 万 3,000 円の増額でございます。

民生費につきましては、1,766 万 2,000 円の減額で、うち、社会福祉費は 483 万 8,000 円の減額でございます。児童福祉費は 1,394 万 3,000 円の減額で、人件費補正と旧三河保育園跡地の用地購入費などを計上いたしております。国民年金事務取扱費は 111 万 9,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、2,032 万 9,000 円の減額で、うち、保健衛生費は 2,115 万 2,000 円の減額、清掃費は 82 万 3,000 円の増額で、主に人件費と、特別会計繰出金の補正でございます。

農林水産業費につきましては、4,670 万 9,000 円の増額で、うち、農業費は 4,740 万 3,000 円の増額となっており、農業共済事業特別会計打ち切り決算に伴う兵庫県農業共済組合拠出金などを計上いたしております。林業費は 69 万 4,000 円の減額で、人件費の補正と町単独治山事業補助金を追加計上いたしております。

商工費につきましては、11 万 2,000 円の減額で、主に人件費と特別会計繰出金の補正でございます。

土木費につきましては、1 億 223 万 6,000 円の増額。うち、土木管理費は 1,837 万円の増額でございます。人件費補正と急傾斜地崩壊対策事業負担金を増額いたしております。道路橋梁費は 7,299 万 7,000 円の増額で、人件費補正と道路新設改良事業における工事請負金を増額いたしております。下水道費は 1,088 万 2,000 円の減額で、特別会計繰出金でございます。住宅費は 2,175 万 1,000 円の増額で、仁位改良住宅除去工事に伴う測量調査設計委託料、工事請負金などを追加計上いたしております。

消防費につきましては、人件費の補正で、579 万 7,000 円を減額いたしております。

教育費につきましては、436 万 4,000 円の増額で、うち、教育総務費は、人件費の補正で 331 万 5,000 円の増額でございます。小学校費は 655 万 7,000 円の増額で、新型コロナウイルス感染症に関連し、きめ細やかな学習対応を行う指導員の講師謝金などがございます。中学校費は 679 万 6,000 円の増額で、佐用中学校大規模改修事業に係る測量調査設計委託などを追加計上いたしております。社会教育費、保健体育費は、人件費補正が主なもので、それぞれ 1,234 万 4,000 円の減額。また、4 万円の増額でございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、第 2 表、債務負担行為補正によりまして、ご説明をさせていただきます。予算書の 3 ページをご覧ください。

佐用中学校大規模改修事業は、佐用中学校の外壁及び屋根改修を行う事業でございます。佐用中学校は、平成 14 年度に大規模改修を実施しており、完了後 17 年以上が経過をし、外壁や屋根の一部が経年劣化によって損傷いたしております。

令和 3 年度に改修工事を実施する予定で検討いたしておりますので、工事の施工監理業務について、309 万 3,000 円を追加設定をさせていただくものでございます。

次に、地方債の追加及び変更につきまして、第 3 表、地方債補正によって説明をさせていただきます。

まず、追加の観光関連施設整備事業でございますが、旧木村邸利活用事業に係る工事請

負金に関して、過疎債を追加計上いたしております。

変更となります道路長寿命化事業など、土木費の財源となる地方債でございますが、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定、また、地方債の組み替え等を行っております。

義務教育施設整備事業でございますが、佐用中学校大規模改修事業に伴う測量調査設計委託に関して、合併特例債を追加計上いたしております。

図書館整備事業につきましては、起債対象の増額によるものでございます。

以上で、一般会計補正予算案の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 96 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 936 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 4,159 万 5,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

繰入金のうち、他会計繰入金は 506 万 2,000 円の減額でございます。内訳は、職員給与等繰入金が 108 万 7,000 円、その他一般会計繰入金が 397 万 5,000 円の減額でございます。基金繰入金は、準備基金繰入金 1,036 万 4 千円の増額となっております。

繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金 405 万 8,000 円を増額計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費は、108 万 7,000 円の減額で、職員人件費でございます。

保健事業費は、8 万 2,000 円の増額で、特定健診に係る会場使用料でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金で、1,036 万 5,000 円の増額で、前年度の保険給付費等交付金の実績に基づく返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 97 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 280 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,991 万 8,000 円に改めるものでございます。

それでは、まず、歳入から説明をさせていただきます。

県広域連合支出金は、2 万円の増額で後期高齢者健康診査費補助金でございます。

繰入金は、他会計繰入金 164 万 3,000 円の増額で、職員給与等繰入金でございます。

繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金 114 万 6,000 円を増額計上いたしております。

次に、歳出についてであります。総務費は、164 万 3,000 円の増額で、職員人件費でございます。

保健事業費は、2 万円の増額で、特定健診の会場使用料でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度分の保険料等負担金 114 万 6,000 円の増額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案とさせていただきます。

次に、議案第 98 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,060 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 7,708 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、2,584 万 7,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金に

おきましては、155 万 1,000 円の減額。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金 2,739 万 8,000 円を増額計上いたしております。

繰越金につきましても、476 万円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、155 万 1,000 円の減額。総務管理費におきまして、人事異動に伴う人件費の補正を行っております。

次に、保険給付費につきましては、高額介護サービス等費におきまして 5 万円の増額、高額医療合算介護サービス等費におきまして 1 万 5,000 円の増額でございますが、その同額を、介護サービス等諸費におきまして相殺減いたしております。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、費目相互の予算の組み替えを行うものでございます。

諸支出金につきましては、3,215 万 8,000 円の増額であります。償還金及び還付加算金におきまして、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算に伴う、国庫負担金などの返還金の追加計上でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 99 号、佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 236 万 2,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 2,130 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 236 万 2,000 円の減額でございます。

次に歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして 236 万 2,000 円の減額で、人事異動に伴う人件費の補正と、施設管理費の補正によるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 100 号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 787 万 6,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 5,829 万 4,000 円に改めるものであります。

今回の補正の主なものは、令和元年度繰越金等の確定によるものと人事異動に伴う人件費でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,688 万 6,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、901 万円の増額で、令和元年度決算の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、787 万 6,000 円の減額であります。うち、一般管理費は 793 万 7,000 円の減額で、人件費であります。現場管理費におきましては 6 万 1,000 円の増額で、高压電力の契約変更に伴う手数料の追加であります。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 101 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 425 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 9,620 万円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の見直しと令和元年度繰越金等の確定によるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1,088 万 2,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、662 万 3,000 円の増額で、令和元年度決算の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、425 万 9,000 円の減額でございます。うち、管理費は 390 万 7,000 円の減額で、人件費の減額、高圧電力の契約変更に伴う手数料の追加などがございます。事業費につきましては 35 万 2,000 円の減額で、人件費でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 102 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 4,039 万 2,000 円に改めるものでございます。

今回補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の見直しと令和元年度繰越金等の確定によるものであります。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 122 万 1,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、85 万円の増額で、令和元年度決算の確定によるものであります。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、農業集落排水施設管理費 1 万 5,000 円の増額で、人件費と光熱水費の見直しによるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 103 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 46 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 768 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、46 万 3,000 円の増額でございます。

次に、歳出についてであります。教育費の社会教育費につきましては、23 万 1,000 円の増額でございます。内容につきましては、グループロジック運営費で、修繕料 23 万 1,000 円の増額。天文台公園運営費で、宿泊者の新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品費として、84 万 5,000 円の増額。イベント中止による委託料 69 万 8,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、基金費の任意積立金として 23 万 2,000 円を増額いたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 104 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 11 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,978 万 8,000 円に改めるものであります。

その中身につきまして、まず、歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、11 万円の増額で、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、11 万円の増額でございます。笹ヶ丘荘管理運営費の人件費の見直しに伴う増額が 6 万 3,000 円、電力供給業者の変更に伴うプロバイダー手数料の増額が 4 万 7,000 円でございます。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 105 号、佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、落雷による修繕工事と人件費の変更でございます。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。

収入の第 1 款、水道事業収益の第 2 項、営業外収益につきましては、落雷に伴う共済金 388 万 3,000 円の追加でございます。

支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用につきましては、391 万 1,000 円の増額で、高圧電力の契約変更に伴う手数料、落雷に伴う修繕費、及び人件費でございます。

次に、資本的収入及び支出において、支出の第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費につきましては、11 万円の増額で、人件費でございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 95 号から議案第 105 号までの一般会計並びに特別会計補正予算案につきまして説明をさせていただきましたが、それぞれ、ご審議の上、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 議案第 95 号から議案第 105 号について、当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第 95 号から議案第 105 号については、9 月 17 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-
- | | |
|------------------|--|
| 日程第 25. 認定第 1 号 | 令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 26. 認定第 2 号 | 令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 27. 認定第 3 号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 28. 認定第 4 号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 29. 認定第 5 号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 30. 認定第 6 号 | 令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 31. 認定第 7 号 | 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 32. 認定第 8 号 | 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 33. 認定第 9 号 | 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 34. 認定第 10 号 | 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 35. 認定第 11 号 | 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 36. 認定第 12 号 | 令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 37. 認定第 13 号 | 令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第 38. 認定第 14 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 15 号 令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 25 に入りますが、日程第 25 から日程第 39 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 25、認定第 1 号、令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 39、認定第 15 号、令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでの 15 件を、一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 1 号から認定第 15 号までの令和元年度、佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出をし、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、令和元年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきましては、千円単位で申し上げます。

まず、決算書 72 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 129 億 5,413 万 1,000 円、歳出総額が 128 億 3,972 万 4,000 円で、歳入歳出差引額 1 億 1,440 万 7,000 円であり、翌年度に繰り越すべき財源が 1,299 万 8,000 円ございますので、実質収支額は 1 億 140 万 9,000 円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 6,000 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款ごとの収入済額、及び、主だった歳入において、歳入総額に対する割合等につきまして、それぞれ、ご説明をさせていただきます。

町税は 21 億 8,561 万 1,000 円で 16.87%でございます。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からのルールに基づきまして交付をされます。

地方譲与税 1 億 5,120 万 5,000 円で 1.17%。

利子割交付金は、175 万 1,000 円。

配当割交付金は、1,133 万 2,000 円。

株式譲渡所得割交付金は、604 万 6,000 円。

地方消費税交付金は 3 億 198 万 6,000 円で 2.33%。

ゴルフ場利用税交付金は、5,018 万 7,000 円。

自動車取得税交付金は、2,833 万 7,000 円。

環境性能割交付金は、798 万 1,000 円となっております。

地方特例交付金は、3,550 万 8,000 円。

地方交付税は、57 億 7,211 万 7,000 円で 44.56%を占めております。そのうち、特別交

付税が 5 億 4,380 万円でございます。

交通安全対策特別交付金は、323 万 4,000 円となっております。

分担金及び負担金は、6,581 万 7,000 円で、その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は、2 億 4,061 万 5,000 円で 1.86%で、主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料などでございます。

国庫支出金は、6 億 7,062 万 1,000 円で 5.18%。児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、社会資本整備総合交付金などを受け入れております。

県支出金は、8 億 599 万円で 6.22%となっており、主なものは、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、地籍調査事業委託金などでございます。

財産収入は、6,880 万 1,000 円で、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子などでございます。

寄附金は、2,888 万 8,000 円で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金などでございます。

繰入金は、1 億 8,937 万 6,000 円で 1.46%、中身は特別会計繰入金と基金繰入金で、うち、財政調整基金につきましては 9,659 万 2,000 円を繰り入れをいたしております。

繰越金は、4,961 万 7,000 円で、うち、繰越明許費に係るものは 834 万 4,000 円でございます。

諸収入は、2 億 263 万 7,000 円で 1.56%でございます。

町債は、20 億 7,646 万 8,000 円で 16.03%で、その内訳は、臨時財政対策債 2 億 6,216 万 8,000 円、合併特例事業債 5 億 8,670 万円、過疎対策事業債 10 億 2,130 万円などとなっております。

次に、歳出でございますが、歳入と同様、款ごとの支出済額、及び、その歳出総額に対する割合等について、主なものをご説明申し上げます。

議会費は、1 億 1,863 万 4,000 円、歳出総額に占める割合は 0.92%でございます。

総務費は、16 億 1,071 万 9,000 円で 12.54%でございます。総務管理費におきまして、庁舎管理などを行う財産管理、協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。

民生費は、33 億 2,042 万 6,000 円で 25.86%で、主な事業といたしましては、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、高年クラブ助成事業、障害者福祉サービス事業などでございます。児童福祉費におきましては、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等医療費助成事業及び保育園等の運営事業などが主なものでございます。

衛生費は、10 億 1,159 万 1,000 円で 7.88%でございます。主な事業といたしましては、保健衛生費におきまして、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、母子保健事業などでございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑などの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は、10 億 3,269 万 8,000 円で 8.04%でございます。主な事業といたしまして、農業費におきましては、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などを実施いたしております。林業費におきましては、有害鳥獣駆除活動補助事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は、1 億 6,112 万 5,000 円で 1.25%でございます。主な事業といたしましては、町商工会助成金、町観光協会補助金、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は、14 億 2,835 万 1,000 円で 11.12%となっており、主な事業といたしましては、

土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。また、道路橋梁費におきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁の点検など橋梁維持修繕事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

消防費は、5億2,261万7,000円で4.07%となっております。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は、9億3,511万6,000円で7.28%でございます。小学校費及び中学校費におきましては、学校管理・教育振興・通学対策事業を実施をいたしております。社会教育費におきましては、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及びマラソン大会運営助成、体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営などが主なものでございます。

災害復旧費は、4,586万円で0.36%で、平成30年7月豪雨による農地や町道の災害復旧事業費でございます。

公債費は、20億3,584万5,000円、15.86%でございますが、うち、7億6,354万5,000円は後年度負担の軽減を図るための繰上償還をいたしております。

諸支出金は、6億1,673万6,000円で4.80%、公営企業費及び基金費でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第2号、令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7,280万6,403円、歳出総額7,280万3,000円、差引き額3,403円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書73ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書13ページをご覧ください。

まず、歳入より説明をいたします。

財産収入が3,148万2,000円で、うち、出資配当金が2,000万円、町有地である、発電施設用地の賃貸料が1,148万2,000円でございます。

諸収入は、4,132万1,421円で、資金貸付金元利収入となっております。

次に、歳出でございますが、諸支出金として、一般会計への繰り出し金が7,280万3,000円でございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第3号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額20億9,079万3,019円、歳出総額20億7,636万8,968円で、差引き額1,442万4,051円となっております。

実質収支につきましては、決算書74ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1,036万5,000円といたしております。

89ページ、財産に関する調書の国保準備基金は、前年度末現在高8,310万5,427円で、決算年度中増減高は211万1,598円の増額で、令和元年度末現在高は8,521万7,025円となっております。

次に、決算書の17ページ、まず、歳入からご説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、3億5,288万4,290円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として13万8,000円であります。

県支出金は、15億4,173万5,654円で、内訳は保険給付に要する費用に係る普通交付金が14億6,780万8,254円、市町の状況に応じて配分される特別交付金が7,392万7,400円でございます。

財産収入は、11万1,598円で、基金の預金利子であります。

繰入金は、1億8,972万9,290円で、内訳は他会計繰入金が1億5,865万7,379円、基金繰入金は3,107万1,911円でございます。

繰越金は、284万9,704円で前年度繰越金でございます。

諸収入は、334万4,483円で、内訳は延滞金、加算金及び過料が157万4,583円、受託事業収入が22万5,505円、雑入が154万4,395円でございます。

続いて、決算書19ページからの歳出についての説明をいたします。

総務費は、3,073万9,204円で、内訳は事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が2,896万3,519円、賦課徴収事務に係る徴税費が155万7,785円、運営協議会費が21万7,900円でございます。

保険給付費は、14億5,730万622円で、内訳は療養諸費が12億6,852万5,676円、高額療養費が1億8,485万3,686円、出産育児諸費が252万1,260円、葬祭諸費が140万円となっております。

国民健康保険事業費納付金は、5億4,410万6,348円で、内訳は療養給付費分3億9,033万3,302円、後期高齢者支援金等分1億1,600万1,266円、介護納付金分3,777万1,780円でございます。

保健事業費は、849万3,516円で、内訳は特定健康診査等事業費が732万6,882円、保健事業費が116万6,634円でございます。

基金積立金は、211万1,598円で、国保準備基金積立金でございます。

諸支出金は、3,361万7,680円で、償還金及び還付加算金として前年度の補助金・交付金等の精算に基づく返還金と、過年度の保険税還付による返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 庵途町長、しばらくお待ちください。

お諮りします。お昼が来ようとしていますが、このまま審議を継続したいと思いますか、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、このまま審議を続行します。

引き続き、提案説明を、庵途町長、お願いします。

町長（庵途典章君） はい、分かりました。

次に、認定第4号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額2億9,779万4,805円、歳出総額2億9,331万9,130円、差引き額447万5,675円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書75ページをご覧ください。

次に、決算書23ページ、まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は、2億294万9,786円。

使用料及び手数料は、督促手数料として1万4,800円でございます。

県広域連合支出金は、216万5,329円で、後期高齢者の健康診査事業等に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は、8,712万5,624円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の一般会計からの繰入金でございます。

繰越金は、456万9,961円でございます。

諸収入は、96万9,305円で、償還金及び還付加算金等でございます。

続いて、決算書25ページからの歳出について説明をいたします。

総務費は、708万5,854円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は、219万2,814円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費であります。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億8,287万8,157円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などでございます。

諸支出金は、116万2,305円で、償還金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額27億4,763万6,502円、歳出総額27億4,287万5,439円で、歳入歳出差引残額476万1,063円となっております。

実質収支につきましては、決算書の76ページをご覧ください。

次に、決算書27ページの歳入から説明をさせていただきます。

保険料は、5億1,331万9,714円で、第1号被保険者保険料でございます。

分担金及び負担金は、負担金におきまして9,900円。認定審査会受託負担金でございます。

使用料及び手数料は、手数料におきまして5万600円。督促手数料でございます。

国庫支出金は、6億9,079万1,720円で、うち、国庫負担金におきましては4億5,105万9,000円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は2億3,973万2,720円で、主なものは、調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金は、6億7,887万4,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、3億9,179万4,000円で、うち、県負担金におきましては3億7,610万1,000円で、介護給付費負担金。県補助金におきましては1,569万3,000円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入は、7万8,326円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金は、4億6,474万4,197円で、うち、一般会計繰入金におきましては4億2,215万9,197円。基金繰入金におきましては4,258万5,000円、介護保険給付費準備基金繰入金でございます。

繰越金は、378万1,215円で、前年度繰越金であります。

諸収入は、419万2,830円で、食の自立支援事業及び頭と体の健康教室の実費徴収金でございます。

次に、31ページの歳出について、ご説明を申し上げます。

総務費は、1億1,009万1,489円でございます。そのうち、総務管理費におきましては9,978万6,426円で、主なものは、人件費、電算システムに係る委託料など、事務費でございます。介護認定審査会費におきましては936万1,513円で、主なものは、主治医意見書等手数料、介護認定審査会委員報酬でございます。運営協議会費におきましては14万5,550

円。地域支援事業費におきましては 79 万 8,000 円でございます。

保険給付費は、24 億 5,941 万 7,127 円でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては 22 億 1,114 万 7,158 円で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などがございます。介護予防サービス等諸費におきましては 8,163 万 4,527 円で、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費など、介護予防給付に係る費用でございます。その他諸費におきましては 183 万 3,624 円で、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては 4,731 万 9,205 円。特定入所者介護サービス等費におきましては 1 億 893 万 2,398 円、いわゆる補足給付費でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては 855 万 215 円でございます。

地域支援事業費は、7,233 万 7,287 円でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては 4,398 万 5,505 円で、総合事業における訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る経費でございます。一般介護予防事業費におきましては 337 万 6,569 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業を推進いたしております。包括的支援事業費におきましては 831 万 6,297 円で、地域包括支援センターの業務に係る経費、及び生活支援コーディネーター設置に係る委託経費でございます。任意事業費におきましては 1,652 万 1,486 円で、食の自立支援事業など、家族介護支援事業が主体でございます。その他諸費におきましては 13 万 7,430 円で、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金積立金 5,358 万 326 円でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金 4,744 万 9,210 円でございます。第 1 号被保険者保険料還付金及び過年度精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についてのご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出ともに 462 万 7,920 円でございます。

実質収支につきましては、決算書 77 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

サービス収入は、462 万 7,920 円であります。うち、予防給付費収入におきましては、314 万 4,610 円、介護予防サービス計画費収入でございます。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきましては 148 万 3,310 円、総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費収入でございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費は、5 万 5,950 円で、居宅サービス事業費でございます。

諸支出金は、一般会計への繰出金 457 万 1,970 円となっております。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出ともに 1 億 224 万 7,317 円でございます。

実質収支につきましては、決算書の 78 ページをご覧ください。

次に、決算書 39 ページの歳入よりご説明をさせていただきます。

事業収入につきましては、7,707 万 7,766 円で、施設の入所者に係る生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体が負担をいただくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1 万 140 円で、行政財産使用料でございます。

寄附金につきましては、2 万 5,000 円で、一般寄附金であります。

繰入金につきましては、2,496 万 8,574 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入につきましては、16 万 5,837 円で、内訳といたしましては、受託事業収入におきまして 7 万 2,390 円、雑入におきまして 9 万 3,447 円となっております。

続きまして、41 ページの歳出でございますが、民生費につきましては、1 億 224 万 7,317 円で、老人ホーム費におきまして、職員人件費、施設の管理運営費及び入所者の生活費を計上いたしております。

予備費についての支出はございません。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 庵途町長、恐れ入りますがお待ちください。

お諮りします。この後、提案説明が、まだ 10 件以上あります。それから、監査報告等所定の時間でいきますと、まだ、30 分以上必要かと思えます。

再度、お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を午後 1 時 30 分、1 時 30 分とします。よろしくお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、ここで中断させていただきますので、1 時 30 分から再度、説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

午後 0 0 時 1 0 分 休憩

午後 0 1 時 3 0 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、午前中に引き続きまして、決算特別会計、残っております会計につきまして、提案のご説明を申し上げたいと思えます。

まず、認定第 7 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

簡易水道事業は、奥海簡易水道が平成 31 年 4 月 1 日より水道事業会計と統合し、令和元年度末の給水人口は 1 万 2,451 人、給水栓数は 5,231 栓で、前年度に比べ 330 人、43 栓の減となっております。

元年度の配水量は 205 万 4,684 立米で、前年度より 3 万 1,866 立米の減、有収率は 82.4% となっております。

決算額は、歳入総額 7 億 526 万 8,313 円、歳出総額 6 億 9,618 万 5,681 円、差引き額 908 万 2,632 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 79 ページをご覧ください。

次に、決算書 43 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、830 万 4,769 円で、新規加入 21 件の負担金でございます。

使用料及び手数料は、3 億 6,180 万 1,632 円で、使用料 3 億 6,129 万 8,132 円のうち、現年度分の収納率は 99.25%。手数料 50 万 3,500 円は、給水工事検査、開閉栓手数料など

198 件分でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子 18 万 4,362 円。

繰入金 3,903 万 4,237 円は、一般会計繰入金 3,859 万 9,000 円、基金繰入金 43 万 5,237 円を繰入れをいたしております。

繰越金は、前年度繰越金 901 万 8,354 円でございます。

諸収入は、水道管移設補償費等で 1,222 万 4,959 円。

町債は、簡易水道事業債 2 億 7,470 万円でございます。

次に、歳出でございますが、45 ページ、ご覧ください。

簡易水道事業費は、5 億 1,106 万 6,605 円で、うち、管理費 2 億 1,326 万 9,532 円は人件費や各種負担金、消費税などの一般管理費、及び現場管理費の電気料、各種修繕、施設管理委託料、送水ポンプ更新など工事請負金等の経常経費でございます。建設改良費は 2 億 9,779 万 7,073 円は水道施設通信設備改良工事、水道管更新工事等でございます。また、県道改良工事に伴う山田地内水道管移設工事費等 863 万 4,000 円を翌年度へ繰越しております。

公債費は、起債償還元金及び利子で 1 億 8,511 万 9,076 円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明をさせていただきます。

決算額は、歳入総額 9 億 9,700 万 6,372 円、歳出総額 9 億 9,013 万 6,605 円、差引き額 686 万 9,767 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 80 ページをご覧ください。

次に、決算書 47 ページ、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、460 万円で、新規加入 16 件の負担金でございます。

使用料及び手数料は、2 億 3,036 万 9,886 円で、使用料 2 億 2,949 万 4,886 円のうち、現年度分の収納率は 99.07%、手数料 87 万 5,000 円は、排水工事店指定手数料など 93 件分でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 1 億 8,513 万 5,000 円で、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で 3 億 9,764 万 2,000 円でございます。

繰越金は、前年度繰越金 914 万 4,486 円でございます。

諸収入は、水道管移設補償費 211 万 5,000 円。

町債は、公共下水道事業債 1 億 6,800 万円でございます。

次に、歳出でございますが、49 ページご覧ください。

公共下水道事業費は、5 億 7,427 万 7,833 円で、うち、管理費 1 億 8,018 万 7,477 円は、人件費や各種負担金、消費税等の一般管理費、及び現場管理費として、各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託料、修繕等の経常経費でございます。事業費は 3 億 9,409 万 356 円は、建設改良費として、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、統合に伴う管渠築造工事及び長寿命化計画による三日月浄化センター改築工事等でございます。また、建設改良設計業務委託費及び三日月浄化センター改築工事費等 2 億 4,688 万円を翌年度へ繰り越しをしております。

公債費につきましては、4 億 1,585 万 8,772 円で、下水道事業債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明をいたします。

決算額は、歳入総額 4 億 1,853 万 2,176 円、歳出総額 4 億 1,768 万 1,015 円、差引き額 85 万 1,161 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 81 ページをご覧ください。

次に、決算書 51 ページの、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、44 万 8,000 円で、新規加入 1 件分の負担金でございます。

使用料及び手数料は、9,103 万 2,540 円で、うち、現年度収納率は合併浄化槽使用料 98.97%、農業集落排水施設使用料 99.13%でございます。

繰入金につきましては、一般会計より 3 億 2,366 万 7,000 円を繰入れております。

繰越金は、前年度繰越金 272 万 9,036 円でございます。

諸収入は、65 万 5,600 円で、浄化槽事務取扱手数料でございます。

次に、歳出でございます。53 ページ、生活排水処理事業費は、1 億 9,526 万 7,237 円で、うち、浄化槽管理費 1 億 2,519 万 3,290 円は、ブローア等の修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等でございます。農業集落排水施設管理費 6,905 万 947 円は、人件費、各種負担金等の一般管理費、及び、現場管理経費として、各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託料、修繕工事費等でございます。次に、農業集落排水施設事業費 102 万 3,000 円は、新規加入に伴う管渠接続工事費でございます。

公債費につきましては、2 億 2,241 万 3,778 円で、合併処理浄化槽設置事業及び、農業集落排水事業の町債にかかる償還元金、償還利子であります。

以上で、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第 10 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 1 億 1,045 万 957 円、歳出総額 1 億 998 万 6,378 円、差引き額 46 万 4,579 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 82 ページ、ご覧ください。

次に、まず、歳入、決算書 55 ページから説明をさせていただきます。

使用料及び手数料は、514 万 2,460 円。

財産収入は、26 万 9,724 円で、基金の利子でございます。

繰入金は、1,560 万 5,000 円。

繰越金は、151 万 2,349 円。

諸収入は、8,792 万 1,424 円で、主なものは天文台公園運営委託金とロッジ利用料などでございます。

次に、歳出でございますが、教育費は、1 億 896 万 654 円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は、102 万 5,724 円で、基金費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算につきましの提案のご説明を申し上げます

歳入総額、歳出総額とも 1 億 1,962 万 2,181 円でございます。

なお、実質収支につきましては、決算書 83 ページをご覧ください。

次に、決算書 59 ページの、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は、8,165 万 2,271 円。

繰入金 3,754 万 1,719 円。

諸収入は、42 万 8,191 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 1,962 万 2,181 円で、その主なものは、人件費、賃金、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等でござ

います。

令和元年度の施設利用客数は、宿泊者、交流・体験施設含んで 6,823 人、食事 2 万 341 人、入浴 4,905 人、会議 416 人、合計で 3 万 2,485 人で、利用者全体では、前年と比較して 1,726 人の減となっており、年度終盤における新型コロナウイルス感染症によるキャンセルの増大が大きな要因となったところがございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入総額 43 万 6,969 円、歳出総額 10 万 1,097 円、差引き 33 万 5,872 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書の 84 ページをご覧ください。

次に、決算書 64 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

財産収入は、5 万 4,940 円で、基金預金利子が 5 万 4,940 円で、売払代金は販売実績がございませんでしたので、ありませんでした。

繰入金は、基金繰入金がなく、繰越金は、前年度繰越金 38 万 2,029 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成費が 10 万 1,097 円で、内訳といたしまして、草刈り管理費などが 4 万 6,157 円、基金積立金が 5 万 4,940 円でございます。

なお、令和元年度末で残る分譲地は、広山団地 1 区画、下徳久 1 区画、茶屋 2 区画の計 4 区画でございます。

令和 2 年度において分譲価格及び若者価格の見直しを行いまして、一層宅地分譲を進め、町への定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 449 万 8,711 円、歳出総額 4,000 円、差引き 449 万 4,711 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 85 ページをご覧ください。

次に、決算書 67 ページの、まず、歳入よりご説明をさせていただきます。

令和元年度の財産収入はございません。

繰越金は、449 万 3,872 円。

諸収入の町預金利子は 4,839 円となっております。

次に、歳出でございますが、歳出につきましては、総務費が 4,000 円でございます。

以上で、石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 14 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明をさせていただきます。

まず、令和元年度の事業概要でございますが、町内におきましては、大きな自然災害はございませんでしたが、夏場の猛暑の影響や山間部における獣害被害など、共済事故も少なからず発生をいたしております。

水稻では、山間部での獣害被害が集中した地域があり、被害が増加いたしました。また、いもち病などの病害や、ウンカの発生による被害もございました。

麦につきましては、一部のほ場で、湿潤害が発生をいたしましたが、おおむね良好でございました。

家畜では、大型農家が新たに家畜共済に加入されたため、引受数が増加をいたしました。それに比例して、死傷事故、病傷事故とも件数が大幅に増加をいたしております。

大豆は、昨年並みの引受面積で、山間部を中心に獣害の被害が発生をいたしました。

園芸施設では、被害はございませんでした。

事業別の引受状況につきましては、水稻共済 939 戸、616.2 ヘクタール。麦共済 10 戸、29.7 ヘクタール。家畜共済のうち、死亡廃用共済 4,918 頭、疾病傷害共済 2,550 頭。畑作物共済 18 戸、53.3 ヘクタール。園芸施設共済 11 戸、34 棟で、共済金額は総額 23 億 854 万 4,000 円でございます。

また、共済被害につきましては、水稻共済 32 戸、被害面積 7.6 ヘクタール、共済金 188 万 5,000 円。麦共済 4 戸、共済金 3 万 4,000 円。家畜共済、死廃 233 頭、共済金 5,543 万 5,000 円。病傷 1,233 頭、共済金 1,346 万 9,000 円。畑作物共済 8 戸、共済金 33 万 8,000 円。園芸施設共済は被害はなしであり、総額 7,116 万 2,000 円の共済金を支払っております。

次に、決算額は 5 勘定合計で収入総額 1 億 4,003 万 4,636 円、支出総額 1 億 3,997 万 4,932 円となっております。

まず、収入よりご説明をさせていただきます。

共済事業収益の内訳は、営業収益 1 億 2,162 万 990 円、営業外収益 1,450 万 252 円、特別利益 391 万 3,394 円。

次に、支出の共済事業費用の内訳は、営業費用 1 億 3,800 万 8,901 円、営業外費用 196 万 872 円、特別損失 5,159 円となっており、この結果、令和元年度剰余金の合計は 5 万 9,704 円となりました。

この剰余金処分は、農作物勘定の 1 万 339 円は、法定積立金へ 5,170 円、特別積立金へ 5,169 円。

畑作物共済勘定の 2 万 8,012 円は、法定積立金、特別積立金へそれぞれ 1 万 4,006 円となります。

また、園芸施設共済勘定の 2 万 1,353 円は、法定積立金へ 1 万 677 円、特別積立金へ 1 万 676 円をそれぞれ積み立てる予定となっております。

また、本年の 4 月より、農業共済事業につきましては、新たに設立された、兵庫県農業共済組合に事業移管されております。本決算における残余金等は、農業共済事業の実施を目的として全て同組合へ継承をされます。

以上、農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、最後となりますけれども、認定第 15 号、令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定につきましての提案のご説明をさせていただきます。

本水道事業は、平成 31 年 4 月 1 日の奥海簡易水道事業との統合に伴う認可変更により、簡易水道事業となりました。

令和元年度の業務量は、年度末給水人口 3,873 人で、前期より 15 人の増加、給水栓数は 1,716 栓で 17 栓の減となっております。

今期の配水量は 64 万 1,739 立米で前期より 3,779 立米の増加、有収水量は 50 万 7,466 立米で 2 万 8,324 立米の減少となり、有収率は 79.1%となっております。

それでは、まず、財政状況についてのご説明をさせていただきます。

決算書 1 ページをご覧くださいと思います。

収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 2 億 2,796 万 9,493 円で、前年度に比べて 848 万 6,881 円の増収となっております。その主なものは、簡易水道化に伴う他会計からの繰り入れ基準の変更による利子償還繰出金等の補助金でございます。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 2 億 2,396 万 9,803 円で、前年度に比べて 2,148 万 2,655 円の減額となっております。その主なものは、奥海簡易水道の統合による減価償却費の増加と、資産減耗費の減少によるものでございます。

次に、3 ページの資本金的収入では、第 1 款、資本金的収入 1 億 3,654 万 9,324 円で、その

主なものは、管路更新に伴う企業債の借り入れ、一般会計出資金、支障水道管の移設補償金でございます。

また、資本的支出では、第1款、資本的支出1億7,595万3,279円で、その主なものは、櫛田地内水道管布設工事、支障水道管移設工事及び送水ポンプ等更新工事と企業債償還金でございます。

次に、5ページの損益計算書では、営業収益9,796万9,208円に対して、営業費用は2億75万500円で、営業損失は1億278万1,292円となり、一方、営業外収益は1億1,964万9,487円に対して、営業外費用は1,750万5,811円となっております。よって、差引き経常損失は63万7,616円となり、その他特別利益19万7,235円と特別損失130万8,264円を加え、当年度の純損失は174万8,645円となり、前年度繰越欠損金3億4,619万2,660円を加えて、3億4,794万1,305円が当年度未処理欠損金となり、7ページの欠損金処理計算書で翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の提案説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、一般会計並びに14の特別会計の令和元年度の歳入歳出決算の説明を全て終わらせていただきたいと思います。

また、後ほど、監査委員からの審査報告書も報告をさせていただきますけれども、それぞれ、また、特別委員会等で十分ご審議をいただきまして、認定をいただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 認定第1号から認定第15号までについて、当局の説明は終わりました。

ただ今議題としております、認定第1号から認定第15号については、決算認定に関する案件であります。この件に関しては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第15号については、決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

日程第40. 決算審査報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第40に入ります。決算審査報告についてであります。

提案されました認定第1号から認定第15号については、監査委員による決算審査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美さんお願いします。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 代表監査委員の樫本でございます。

決算審査の報告に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこ

と、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方々には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化が懸念され、また、人口減少、少子高齢化の今後の大きな課題である公共施設等のインフラの老朽化への対応など、町民福祉の向上と、安心・安全のまちづくりのため、それぞれの分野で、町民全体の奉仕者として献身的に取り組まれておりますことを、厚く感謝を申し上げます。

さて、令和元年度決算審査であります。一般会計及び特別会計は、令和2年8月4日から7日の4日間、また、公営企業会計は、6月29日に審査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告させていただきます。

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれの関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施しました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法律に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合して、計数的に適正であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なものを審査のまとめとして、24ページから26ページに記述しておりますので、ご報告をさせていただきます。

審査のまとめ。

第1点目は、より効率的な効果的な事務事業の執行であります。人口減少と少子高齢化、公共施設等の老朽化への対応、新型コロナウイルス感染症の影響など、多くの課題が山積する中、地方交付税などの依存財源が7割以上を占める本町において、その主たる地方交付税も漸減傾向にあり、今後においても事務事業の精査と経常経費の削減への努力が必須です。

そうしたことを踏まえて、町税収入確保のため、コンビニ収納やクレジット収納の導入、穴栗市との併任徴収による搜索の強化など、最小のコストで合理的に徴収する努力と事務の見直しにより、町税の徴収率が向上していることを評価します。

また、債権管理条例の制定についても、事務の明確化と効率化を図り、一定の形式要件を設け不納欠損処理を積極的に決断されたことは、費用対効果だけでなく、滞納者の置かれている状況に応じた対応として評価し、町債権の一層の適正管理に努め、町民負担の公平の確保と円滑な財政運営につながる効果的な執行を期待します。

将来を見据えた有利な起債の借入や繰上償還の実施などにより、町財政の後年度負担の軽減は順調に推移しており、評価をします。

しかしながら、人口減少やコロナ禍による町税収入の減少と高齢化による扶助費の増加など、町の財政状況はより厳しさを増すことは明らかであります。住民の視点に立ったより効率的、効果的な行政サービスの提供が求められています。

農業面においても、多面的機能支払交付事業の広域化や農業共済事業の県一本化などによる事務事業の効率化が図られましたが、引続き補助金等の交付団体を含めた事務事業の徹底的な精査と不断の見直しをお願いします。

2点目は、子育て・教育環境の充実と文化財の保存・活用についてであります。

教育環境の充実面においては、各小中学校の空調設備が完了するなど教育環境への改善

が実施され、子育て支援においては、国・県の支援制度に加え、予防接種への補助や医療費の無料化、第2子以降の保育料の無料化や小中学校の副教材費用の相当額の支援など、自主財源である太陽光発電の売電収益などを活用する町独自の取り組みが継続されており、今後の成果に期待します。

また、歴史的環境面では、利神城跡保存活用計画の策定や佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト事業として、平福の古民家利活用事業の展開など、歴史的な資源の保存と活用に取り組まれていることを評価するとともに、それら町内の歴史文化資産を活用し、観光など交流人口の増加による地域の活性化や地域経済の振興につながるよう、各部署間の連携強化と横断的な対応による、より効果的な取り組みを期待します。

3点目は、公共施設の適正な管理と学校跡地の活用についてであります。

将来にわたって安心して暮らせる町づくりのため、道路・橋梁の改良や下水道施設の統合など社会インフラの改善と長寿命化・効率化に取り組む一方、養護老人ホーム朝霧園移転改築工事や播磨徳久駅構内の架道橋新設工事など大規模な建設事業も効果的に実施されています。改築後の朝霧園は、定員50名、1人1部屋で入所環境が大幅に改善され、高齢者が安心して利用できる施設になっています。施設の管理・運営については、社会福祉協議会の指定管理が検討されていますが、社会福祉協議会が養護施設の管理運営を担うことで、より充実した福祉活動が実施できる基盤となり、社会福祉協議会自体の活動の強化と効率的な施設管理につながるものと期待します。

公の施設のより効果的な効率的な管理を行うため、多くの施設が指定管理者制度により管理・運営されていますが、地域の高齢化や施設の老朽化など、年々、その管理・運営が難しくなりつつあります。今後は、各施設の役割や、そのあり方を踏まえ、類似施設の集約・統合も含め長期的な視点をもった施設の維持管理を検討いただきたい。

また、規模適正化による廃校・廃園となった学校の跡地は、法人や民間事業者への無償貸付けにより有効に活用され、住民の雇用や新たな取り組みの期待が生まれつつあります。

一方、グラウンドや体育館などの住民利用施設においては、管理の不徹底や施設の老朽化などによる管理・運営の問題が発生しているため、跡地施設等の利用団体の設立の検討も含め適正な管理・運営に努めていただきたい。

また、旧利神小学校跡地は、利神城跡と歴史的街並み景観を誇る平福地域に隣接する場所に立地し、建物も比較的新しく地域の優れた資産であります。地域との協議を十分行いながら、平福地域の活性化と町の交流人口の増大につながるよう、その利活用については慎重に検討をお願いします。

最後の4点目は、行政組織の効率化と行財政改革についてであります。

佐用町は合併以降、定員適正化計画や行政改革プランに基づく行政組織の効率化に取り組み、適正化計画の目標とする職員数250名を平成30年度には達成し、効率的な組織運営がなされています。

その一方、地域創生の展開や地方分権の推進による、地方自治体が果たすべき役割は増大し、多様化する住民ニーズに応えることが求められています。限られた職員数で高度化・多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくため、組織再編や人員の適正な配置、職員の特性を踏まえた人事育成を行い、職員の労働環境やメンタル面のケアなどの安全衛生面にも配慮した、柔軟で効率的な組織運営に引き続き取り組んでいただきたい。

最後に少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい行財政が想定される中、職員の意識改革や職員一人一人の資質向上に取り組むとともに、組織として、法令を遵守し、適正な業務を執行するためのチェック体制の強化を行い、効率的で効果的な行財政改革の推進をお願いします。

議会及び行政の皆様による安定した行政が運営が継続される、住んでよかったと思える町づくりに向けて、さらなるご努力を期待し、令和元年度の決算審査の意見とさせていただきます。終わります。

議長（石堂 基君） 代表監査委員の決算審査報告は、終わりました。
どうも、ありがとうございました。

日程第 41. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 41、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。
お諮りします。令和元年度佐用町一般会計、12 特別会計及び 2 事業会計決算の審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 42. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 42 に入ります。
特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。
先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されていますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を私より発表します。
佐用町議会決算特別委員会委員長、山本幹雄議員。副委員長、千種和英議員。以上の両議員が、決算特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。
よろしくをお願いします。

日程第 43. 委員会付託について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 43、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 1 6 分 休憩

午後 0 2 時 1 8 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を続行します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日 9 月 3 日から 13 日までの本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
なお、次の本会議は 9 月 14 日、月曜日、午前 10 時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
最後に、決算特別委員会、山本幹雄委員長から、御挨拶をいただきます。
山本議員、登壇してお願いします。副委員長も臨席して。

〔決算特別委員長 山本幹雄君 登壇〕

決算特別委員長（山本幹雄君） 先ほど、議長のほうから決算特別委員会の委員長を仰せつかりました山本です。
明日、一般会計、明後日、特別会計の令和元年度の決算審査を皆さんにさせていただくわけですが、決算というのは、どうしても過去、済んでしまったことのようにとらわれがちではございますが、令和元年度 200 億のお金を使い、佐用町民に有意義に役立つように使われたのか。そして、それが次年度の予算として、どう生きてくるのか、そういったことを真剣に考えながら、審議していただきたいと思います。拙い委員長でありますので、進めぐわいになると思いますけれども、皆さんの協力のもと、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（拍 手）

議長（石堂 基君） それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 2 時 2 1 分 散会